

2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しはなく、新規申請は6件で、全て労働者からの申請だった。
そのうち、2件は解決、3件は不開始で終結し、1件は繰越しになった。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	30	元	2	3	4
取扱件数	前年からの繰越し					2	
	新規申請		5	3	4	2	6
	合計		5	3	4	4	6
		うち使用者申請件数					
終結区分別件数	終結	解決		1	1	2	2
		取下げ					
		打切り(不調)					
		不開始	5	2	1	2	3
	合計	5	3	2	4	5	
	翌年に繰越し				2		1

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	30	元	2	3	4
農業, 林業, 漁業						
鉱業, 採石業, 砂利採取業						
建設業						
製造業			1	1		1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業, 郵便業						1
卸売業・小売業	1			1		
金融業・保険業	1	1				
不動産業, 物品賃貸業						
学術研究, 専門・技術サービス業						1
宿泊業, 飲食サービス業						
生活関連サービス業, 娯楽業						
医療, 福祉				1	1	2
教育, 学習支援業					1	
複合サービス業						
サービス業	2	1	1			1
公務	1					
分類不能の産業						
合計		5	3	4	2	6

(3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

企業規模	年	30	元	2	3	4
9人未満		1	1			1
9～50人未満				2	1	4
50～100人未満		1	1			
100～300人未満		2		1		
300～500人未満						1
500人以上		1	1	1	1	
未調査						
合計		5	3	4	2	6

※ 本年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行ったため、平成30年まで遡及して再集計した。

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	30	元	2	3	4
経営又は人事		2	2	2	2	1
普通解雇		1	1	1		1
退職強要			1			
懲戒解雇		1				
退職				1	2	
賃金等		1		3	3	1
賃金未払		1		2	1	1
一時金				1	1	
退職一時金					1	
労働条件等		4		2	3	
労働契約		3			1	
休日・休暇				1	1	
年次有給休暇					1	
安全・衛生		1		1		
職場の人間関係		1	2	2	1	4
パワハラ・嫌がらせ		1	2	2	1	4
その他		1		1		
合計		9	4	10	9	6

※ 点線内の数字は、内数である。

※ 本年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行ったため、平成30年まで遡及して再集計した。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

処理日数	年	30	元	2	3	4
10日以内						
11～20日				1	1	1
21～30日			1			1
31～40日					1	
41～50日						
51～60日						
61～70日						
71～80日						
81日以上						
合計			1	1	2	2
総処理日数		—	29	19	53	40
平均日数		—	29	19	26	20

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
1	令和4年 (個) 第1号 あっせん 【医療・福祉業】	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働に対する割増賃金の支払い〔賃金未払い〕 ・パワハラ、いじめ等により受けた精神的苦痛に対する謝罪〔パワハラ・嫌がらせ〕 	労	4. 2. 17	不開始	—	—	—
				4. 3. 9				
		<p>時間外労働に対する割増賃金の支払い及びパワハラ等による精神的苦痛に対する謝罪を求めた事案 あっせん参加について被申請者に確認したところ、割増賃金については労働基準監督署の調査により未払はないとの結果が出ているなどとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						
2	令和4年 (個) 第2号 あっせん 【医療・福祉業】	<ul style="list-style-type: none"> ・不当解雇に対する解決金の支払い〔普通解雇〕 	労	4. 3. 2	不開始	—	—	—
				4. 3. 17				
		<p>解雇されたことに対する金銭解決を求めた事案 あっせん参加について被申請者に確認したところ、解雇する客観的・合理的な理由があり、解雇は社会的相当性の範囲を超えたものではないことから、申請者が求める支払には応じられないとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日	終結区分	あっせん回数	処理日数	あっせん員
				終結年月日				
3	令和4年 (個) 第3号 あっせん 【運輸、郵便業】	・パワハラに対する慰謝料の支払い及び謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	4. 6. 9	不開始	—	—	—
				4. 6. 27				
		<p>パワハラに対する慰謝料の支払い及び謝罪を求めた事案 あっせん参加について被申請者に確認したところ、本紛争は、労働局のあっせんにおいて、打切りとなっており、被申請者として結論が出ていることから、あっせんには応じられないとして参加を拒否したため、不開始となった。</p>						
4	令和4年 (個) 第4号 あっせん 【サービス業】	・上司等からの声掛けで受けた精神的苦痛に対する謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	4. 6. 29	解決	1	24	堀松本 糸川 桐洸
				4. 8. 25				
		<p>上司等から暴言を吐かれ、精神的苦痛を受けたとし、謝罪を求めた事案 被申請者は、正当な業務指導の範囲であり、発言そのものがなかったと主張したが、話し合いを否定する考えはなく、申請者に不快な思いをさせたことは申し訳ないなどの発言があった。 これを受け、あっせん員が労使双方の意向を踏まえて調整した結果、紛争の早期解決の観点から、被申請者が申請者に対し不快な思いをさせたことに対して謝罪すること、社員教育を更に徹底していくこと、被申請者は会社等への連絡を行わないこと等を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本件紛争は解決した。</p>						
5	令和4年 (個) 第5号 あっせん 【製造業】	・パワハラ、モラハラ等による慰謝料の請求 ・会社及び加害者からの謝罪 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	4. 10. 26	解決	1	16	川上(丈) 吉成 鍋島 野口
				4. 12. 15				
		<p>パワハラ等に対する慰謝料の支払い及び会社等からの謝罪を求めた事案 被申請者は、社内調査の結果、不適切な行為があったとし、休業補償等の用意があることを発言した。 これを受け、あっせん員が労使双方の意向を踏まえて調整した結果、紛争の早期解決の観点から、被申請者が申請者に対し不快な思いをさせたことに対して謝罪すること、解決金を支払うこと、社員教育を更に徹底すること等を内容とした協定書を締結することで労使双方が合意したため、本件紛争は解決した。</p>						
6	令和4年 (個) 第6号 あっせん 【専門・技術サービス業】	・いじめられたことに対する会社としての謝罪 ・退職金、退職慰労金、残業代の請求及び慰謝料の請求	労	4. 11. 16	繰越し			
		<p>いじめに対する謝罪及び外国出張時における業務時間外労働における未払残業代等の支払を求めた事案</p>						

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数